

伊達市告示第52号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表の第1号の規定により、市長が指定する区域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により指定する区域

平成24年伊達市告示第50号により指定された区域のうち、第1種区域及び第2種区域の全域並びに第3種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

**附 則**

この告示は、平成24年4月1日から施行する。